

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和5年3月14日

## 目次

- 令和4年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退
- 生活保護法等に基づく指定施術者の氏名の変更
- 生活保護法等に基づく指定施術者の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定施術者の名称及び所在地の変更
- 令和5年度国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる係数
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 農業振興地域の区域の変更
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(二件)
- 令和4年千葉県告示第二百三十一号の一部を改正する告示
- 都市計画区域区分の変更
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
- 都市計画区域区分の関係図書縦覧
- 都市計画用途地域の関係図書縦覧
- 都市計画高度地区の関係図書縦覧
- 都市計画土地地区画整理促進区域の関係図書縦覧
- 都市計画土地地区画整理事業の関係図書縦覧
- 都市計画生産緑地地区の関係図書縦覧
- 都市計画公園の関係図書縦覧
- 都市計画下水道の関係図書縦覧

## 告示

千葉県告示第九十三号  
令和4年12月定例県議会の議決を経た令和4年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。  
令和5年3月14日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第九十四号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十一条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関は指定医療機関の指定を辞退した。  
令和5年3月14日

名	称	所在地	辞退の効力発生年月日
医療法人社団誠恵会	伊	市原市姉崎二、一〇二	令和四年十月二十二日
嶋整形外科		山武市成東七四四の一	令和四年十一月一日
京葉内科クリニック	舞浜	浦安市舞浜一の四	令和五年一月二十日
医療法人香裕会		野田市春日町二五の三一	令和五年一月三十一日
みつばち薬局	ひ	八街市榎戸六五六の四	令和五年三月三十一日
医療法人社団良友会			
きたクリニック			

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第九十五号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定施術者の氏名の変更について次のとおり届出があった。  
令和5年3月14日

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
野呂知世	平野知世	てあて在宅マツ	サージ	松戸市常盤平陣屋前四の	一七	令	和	四	年

千葉県知事 熊谷 俊人

五番七の一部、八一五番八の一部、八一五番九の一部、八一五番一〇の一部、八一六番の一部、八一七番一の一部、八一七番二の一部、八一七番三の一部、八一八番二の一部、八一八番三、八一九番二の一部、八二〇番二の一部、八二二番二の一部、八二二番二の一部、八二三番二の一部、八二四番二の一部、八二五番二の一部、八二五番三、八二六番二の一部、八二六番三、八二七番二の一部、八二七番三、八二八番一、八二八番二の一部、八二九番一、八二九番二の一部、八二九番二地先、八三〇番二の一部、八三一番三の一部、八三一番一〇の一部、八三一番一〇の一部、八四二番一の一部、八四三番二、八五一番、八五二番、八五三番及び八五四番の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、砒素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百一号  
 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。  
 令和五年三月十四日

習志野地域	変更前の区域	変更後の区域
	平成二十九年千葉県告示第六百三十一号(農業振興地域の区域の変更)変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域(「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百二号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
 令和五年三月十四日

制限措置の内容  
 1 漁業種類  
 手繰第三種漁業  
 千葉県知事 熊谷 俊人

2 船舶の総トン数  
 十五トン未満

3 推進機関の馬力数  
 八十キロワット(二十五馬力)以下  
 (なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)

4 漁業時期  
 周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第二号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	一隻
共同漁業権共第三号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	五隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和五年三月十五日から四月十四日まで

千葉県告示第百三号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、機船船びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
 令和五年三月十四日

制限措置の内容  
 千葉県知事 熊谷 俊人

<p>二 共同漁業権共第三百一十一号(昭和三十八年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界付近の点(北緯三十五度四十三分九秒東経百四十度五十二分十秒の点)</p>	<p>一 共同漁業権共第五十九号及び第六十号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域並びに共同漁業権共第六十一号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市三崎町銚子市衛生センター排水口百四十三度五十分(真方位による。以下同じ。)の線以西の海域</p>	<p>漁業種類 しらうお船びき網漁業 船舶の総トン数 五トン以下 推進機関の馬力数 総トン数四トン未満の船舶にあつては二百三十キロワット(七十馬力)以下、総トン数四トン以上五トン以下の船舶にあつては四百五十キロワット(九十馬力)以下。ただし、動力漁船の性能の基準(昭和五十七年農林水産省告示第九十一号)第四項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。 (なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)</p>
<p>五月一日から翌年二月十四日</p>	<p>五月十五日から翌年二月十四日まで</p>	<p>漁業を営む者の資格</p>
<p>この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者(一の項)</p>	<p>この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者</p>	<p>許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 三十隻</p>

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和五年三月十五日から四月十四日まで

千葉県告示第百四号  
令和四年千葉県告示第二百三十一号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。  
令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 中「八三・〇トン」を「八四・四トン」に改め、二の表四の項中「七・七トン」を「八・〇トン」に改め、同表八の項中「二七・二トン」を「二七・七トン」に改め、同表十二の項中「一一・四トン」を「一一・七トン」に改め、同表十三の項中「二八・五トン」を「二八・八トン」に改める。  
二 中「六一・七トン」を「六一・八トン」に改め、二の表四の項中「四二・〇トン」を「四三・四トン」に改め、同表五の項中「四・八トン」を「三・五トン」に改める。

<p>百十度の線から同市春日町と同市西小川町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北十六号)百七十三度五十分の線に至る間の海域、共同漁業権共第六十一号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域並びに共同漁業権共第五十九号及び第六十号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち旭市三川目那川河口中心点百七十九度五十分の線以東の海域</p>	<p>まで</p> <p>の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者を除く。</p>	<p>千葉県告示第百五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和五年三月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 習志野都市計画区域区分</p>
---	--	---